

# 会 則

平成 15 年 4 月 1 日

**羽咋市自動車整備組合**

# 羽咋市自動車整備組合会則

## 第一章 総則

### 名称

第1条 本組合は羽咋市自動車整備組合と称する。

### 目的

第2条 本組合は自動車整備事業の総合的な改善を促進し、会員の経済的地位の向上を図ることを目的とする。

### 地区、地域

第3条 本組合は羽咋市を区域とする。

### 事務所の所在地

第4条 本組合の事務所は組合長の事務所に置く。

### 会則

第5条 この会則で定めるもののほか、必要な事項は総会の議決を経て別に定めることができる。

### 事業

第6条 本組合は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 自動車整備に関する設備の改善、技術の向上に関する調査研究。
- ② 自動車業界に関する情報の交換及び資料の収集。
- ③ 従業員の待遇適正化及び養成を行う。
- ④ その他本組合の目的を達成するために必要な事項。

## 第二章 組合員

### 組合員の種別等

第7条 本組合員は次のとおりとする。

- ① 認証工場を有する自動車分解整備事業者
- ② 自動車の整備に関係する事業を営む者。

### 入会

第8条 本組合に加入しようとする者は、入会申し込み書を組合長に提出し総会の議決を得なければならない。ただし組合員2名の、推薦状が必要である。

### 入会金及び組合費

第9条 組合員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び組合費を納めなければならない。

- ① 組合費は銀行振込とし、毎年納入期日は6月30日までとする。
- ② 既納の入会金及び組合費は、返還しないものとする。
- ③ 入会金は150,000円とする。

### 退会

第10条 組合員が退会しようとするときは、退会届を組合長に提出しなければならない。

### 除名

第11条 組合員が次の各号に該当するときは、総会の決議によって除名することができる。

- ① 本組合の信用を失う行為があったとき。
- ② 会則または総会の決議を無視する行為があったとき。
- ③ 著しく組合費を滞納したとき。

## 権利の喪失

第12条 退会した者または除名された者は、組合員として一切の権利を失い、すでに納入した会費その他本組合の資産に対して、何等の請求をする事ができない。

## 第三章 役員（等）

### 役員

第13条 本組合には下記の役員を置く。

- |   |      |    |
|---|------|----|
| ① | 組合長  | 1名 |
| ② | 副組合長 | 1名 |
| ③ | 会計   | 1名 |
| ④ | 監事   | 1名 |

### 役員を選任

第14条 組合長、副組合長及び監事は総会において組合員より選任する。

- ① 組合長は、本組合を代表し事務を統理する。
- ② 組合長事故あるときは、副組合長がこれを代理する。
- ③ 監事は会計を監査する。

## 役員の任期

第15条 本組合の役員の任期は2年とする。又再任は妨げない。

## 委員会

第16条 組合長は本組合の円滑な運営を行うために委員会を設置する。

## 委員会の構成

第17条 委員は5名とし組合長が任命する。委員長は委員を互選とする。

## 第4章 総会

### 総会の招集

第18条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

- ① 通常総会は、年1回5月に開く。
- ② 臨時総会は組合長が必要と認めたとき招集する。

### 総会の議決事項

第19条 総会において次の事項を議決する。

- ① 組合長の選任
- ② 会則の変更
- ③ 事業報告及び収支決算
- ④ 事業計画及び収支予算
- ⑤ その他の重要事項

第20条 総会の議長は組合長がこれに当たる

第21条 総会は組合員数の過半数出席で成立し、議事は出席した組合員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第22条 総会の議事録は副組合長が作成し、監事が署名するものとする。

## 第5章 会計

第23条 本組合の事業年度を1年とし、4月1日に始まり3月31日に終わるものとする。

第24条 剰余金の処分は総会の議決を経て定める。

### 付則

本則は平成15年4月1日より実施する。